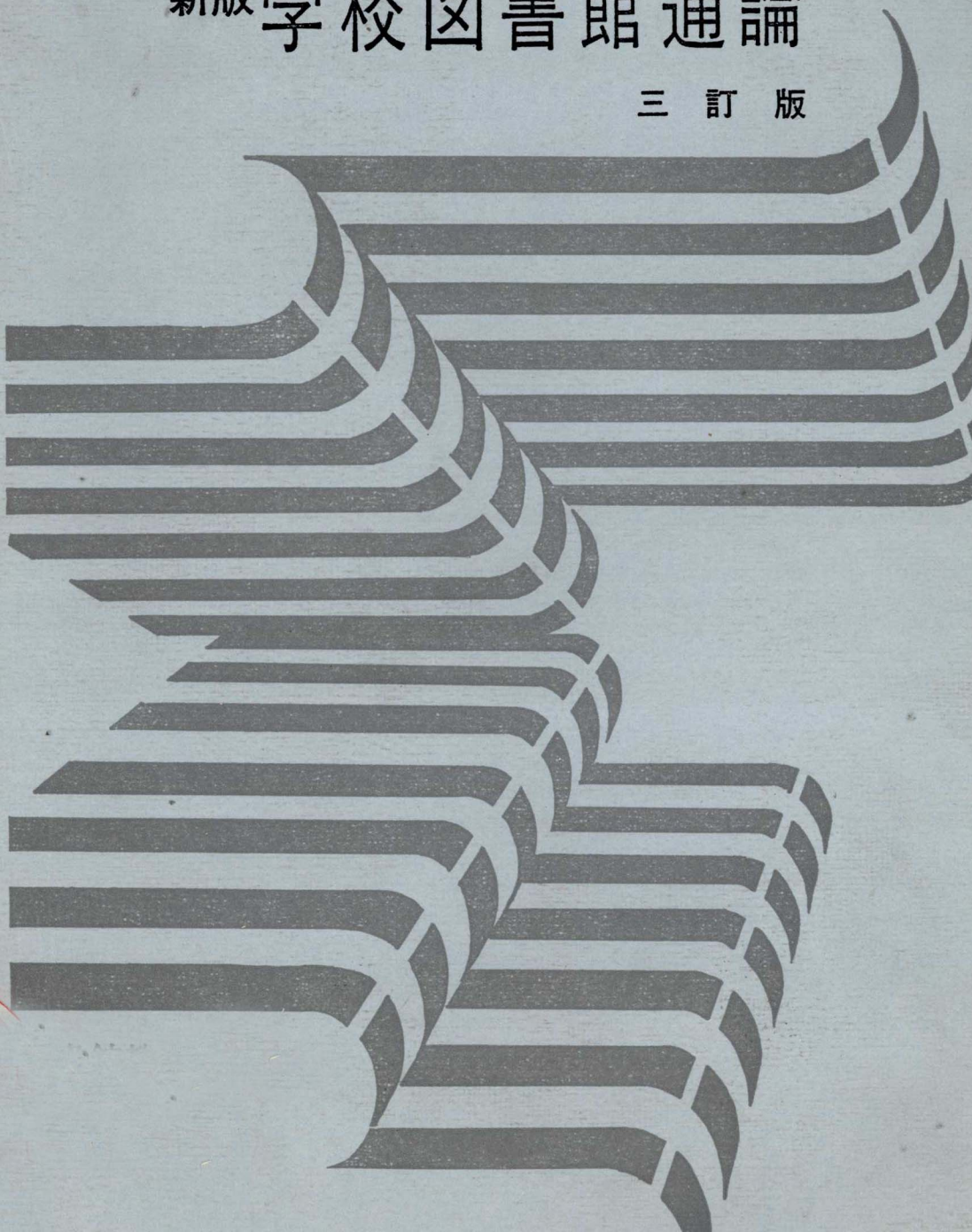


新版 学校図書館通論

三訂版



新版 学校図書館通論

三訂版

図書館教育研究会

学芸図書株式会社

新版 学校図書館通論
三訂版

定価 900円

昭和47年11月10日 初版発行
昭和53年5月15日 改訂版発行
昭和59年3月21日 三訂版7刷

編著者 図書館教育研究会
発行者 学芸図書株式会社
代表者 市川庚一郎

著者との申し合わせに
より検印を省略します

郵便番号 101

東京都千代田区神田小川町2丁目1番地

発行所 学芸図書株式会社

振替東京9-96491番・電話東京(291)3023・3887番

ISBN4-7616-0014-4 C3000 ¥900E.

三訂版のまえがき

わが国の教育課程は、昭和55年度から小・中・高等学校の順に、順次改訂実施の運びにある。そして昭和53年度からは、そのための移行措置が小中の順に実施されることとなっている。今次の学習指導要領の改訂は、去る昭和46年度から改訂となった学習指導要領の実施状況ならびに、学校・家庭・社会を通じての教育状況の諸変化に検討を加え、望ましい教育像をめざして、広範な論議を重ねたうえで行われたものである。改訂の要点は一言にすれば知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人格の形成をめざして、ひとりひとりの個性・能力を大切に、ゆとりあり、かつ充実した学校生活を営ませようとするところにあるといえることができる。

本書は、去る昭和25年に「学校図書館概論」として刊行され、新教育の思潮の勃興期において、学校教育の内容を図書館経営の面からその充実に寄与するところがあったが、その後教育思潮や社会文化の発展に呼応して、昭和39年には「学校図書館通論」として改稿し、さらに、昭和47年には「新版学校図書館通論」として改版し、読者の要望にこたえてきた。しかし上記のような学習指導要領の改訂ならびに目録規則の改訂などの事態が生じてきたので、このたび必要な改訂を加えてここに刊行することとしたものである。今回の改訂は、諸般のつごうで最少限にとどめたが、読者各位から忌憚のないご批評ご助言を得て、後日さらにその補正を期する所存である。

ここに、初版以来ご協力を賜った諸賢に厚く感謝の意を表し、あわせて今後のご示教を乞う次第である。

昭和54年3月8日

図書館教育研究会

代表 阪 本 一 郎

深 川 恒 喜

北 島 武 彦

井 沢 純

執筆 者 (五十音順)

声	谷	清	全国学校図書館協議会
井	沢	純	国立淡路青年の家
岡	田	温	鶴見大学
尾	原	淳	甲南大学
加	藤	宗厚	駒沢大学
北	島	武彦	東京学芸大学
草	野	正名	図書館短期大学
阪	本	一郎	文教大学女子短大部
佐	野	友彦	全国学校図書館協議会
椎	名	六郎	
鈴	木	英二	興風会図書館
武	田	虎之助	
平	賀	増美	亜細亜大学
深	川	恒喜	武蔵野女子大学
弥	吉	光長	国学院大学
和	田	吉人	東洋大学

目 次

1. 学校図書館の意義と役割

1.1 学校教育と学校図書館	5
1.2 学校図書館法, 学校図書館基準	9
1.3 近代図書館の発達と学校図書館	12

2. 学校図書館の経営

2.1 学校図書館の経営計画	17
2.2 職員とその組織	21
2.3 資 料	26
2.4 学校図書館の建築と設備	28
2.5 学校図書館の評価と改善計画	42
2.6 学校図書館と地域社会	45

3. 資料の選択

3.1 資料の意義, 種類	47
3.2 選択の方針	52
3.3 選択の観点	55
3.4 選択のための参考資料	61
3.5 資 料 構 成	64
3.6 資料の更新	69

4. 図書の整理

4.1 意義と体系	72
4.2 図書の受入れ	74
4.3 分 類	77
4.4 目 録	104
4.5 装備と排架	128

5. 図書以外の資料

5.1 意義と機能	137
5.2 種類と特性	140
5.3 整理と保管	141

6. 学校図書館の管理と運用

6.1 意義と目的	161
6.2 資料の管理と運用	161
6.3 修理と製本	175
6.4 調査, 統計	177
6.5 広報活動	180

7. 学校図書館の利用指導

7.1 利用指導の意義と目的	183
7.2 利用指導の内容	186
7.3 利用指導の計画	189
7.4 利用指導の方法	203
7.5 利用指導の実際	204
7.6 利用指導の評価と改善	218

8. 読書指導

8.1 意義と目的	219
8.2 読書指導の領域	221
8.3 発達段階	225
8.4 計画と実施法	233
8.5 読書実態調査	247

付録 法規・資料	251
----------	-----

索引	279
----	-----

1 学校図書館の意義と役割

1.1 学校教育と学校図書館

1.1.1 学校図書館とは何か

「学校図書館とは何か」という問いに対しては、たとえば、ただちにその本質を提示しようとする立場から、あるいは、その史の変遷を考慮する立場から、さらにはまた、現状分析にもとづく問題意識においてなど、さまざまに答えることが可能である。しかし、ここでは、公的な定義としての「学校図書館法」の規定をもとに考察するとどめたい。

すなわち、学校図書館法第2条に、学校図書館とは「小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と述べられているが、この定義から、今日および将来における学校図書館の望ましいあり方を構想するにあたっての観点をとりあげてみよう。

(1) 資料センターとしての学校図書館

「library」も「Bibliothek」も、ともに「図書の置き場所」を意味することばである。日本語の文庫、図書館も同様であろう。したがって、学校図書館という名辞に接して想起するものが、百科事典をはじめ各種の参考図書や教養・娯楽書が収集・整理されている姿であっても、それは当然のことであろう。

しかし、一步を進めていえば、学校図書館は決して稀覯本の保存機関でもなければ、学術図書の所蔵量をほこる専門的な機関でもなく、小・中・高等学校それぞれの段階にふさわしい教育方法上の施設・設備なのである。その意味では、一般者としての図書館の姿は保持しながらも、学校教育の理念や

方法によって強くいろいろられたものと考えなければならない。

このような立場から、わが国の学校図書館は、いわゆる資料センターとしての体制を具備すべきことが要請されている。もちろん、この考え方の背景には、コミュニケーションのメディアや教育機器などの発達という客観的状況が存在するのであるが、そうした状況下にあっても、なおかつ、図書類だけを収集の対象とする図書館の経営はなりたつであろう。また一方、いかに資料センターの呼称を誇示するとしても、学校図書館が無限大の情報の供給源をめざすことは不可能であるし、またその必要もないであろう。したがって、資料センター体制への志向は、学校教育における教授学習過程をささえるべき学習資料のセンターに対する期待に裏づけられたきわめて教育的な発想と解すべきである。「学校の教育課程の展開に寄与」する学校図書館のあり方を構想する際の当然の帰結といえるであろう。

(2) 学習センターとしての学校図書館

教科書と黒板をもって充足する学習指導に終始するかぎり、学校図書館は余暇善用のための教育施設の域をさして乗りこえることはできない。その段階にとどまるかぎり、学校図書館の果たす役割は、身近さという点を除いて地域の読書施設のそれと大同小異であろう。

近代のアメリカにおける典型的な学校図書館は、いわゆるドルトン・ラボラトリー・プラン的な教育理念にささえられて今日の姿を実現するに至ったといわれている。わが国と事情を異にするとはいえ、「学校の中の図書館」(the library in the school) という発想を堅持しようとするかぎり、図書館が単なる「読書室」の域をこえて、「学習室」「実験室」的な機能を果たすことが要請されることに疑いをさしはさむ余地はないものといっていよい。現在実施されている学習指導要領、ならびに、改訂された新学習指導要領において、学校図書館を計画的に利用することの趣旨が規定されていることも、このことと無関係ではない。

(3) 読書センターとしての学校経営

学校図書館法に規定する学校図書館が図書以外の資料の収集にも力を注

ぐべき資料センターとしてのそれであるとはいっても、学校における読書センターとしての機能はいささかも後退するものではない。コミュニケーションのメディアの発達、レジャーの増大といった文化的、社会的状況が、以前にも増して読書の重要性をきわだたせているのである。前述したような「学習」の概念と明確に区別することはできないとしても、問題解決的、研究調査的、情報処理的な読書とともに、全人的な充足または享受を求めるための読書を推進させることは、学校図書館の運営における大きな課題であるといえよう。

その意味で、国語科をはじめとする各教科などの学習の発展ないしはささえとなるような読書活動、全校的な立場で立案されるグレイト・ブックスの読書計画にもとづく活動、その他個々の児童生徒の興味・関心・志向に応ずる読書活動などが学校図書館を中心に展開するよう配慮がなされなければならない。

(4) 教師用研究室としての学校図書館

学校図書館は児童生徒に対する指導・奉仕面の向上を第一に考慮すべきであることはいうまでもないが、同時に、それが学校の教育課程の展開に寄与しうるものとなるためには、教師のための研究室としての機能をも兼備することが望まれる。

具体的には、教育課程の編成・実施・改善に資するような教育方法上の諸資料や、学校独自の共同研究のテーマに関する諸資料などを整備することにより、いわゆる教育課程研究室ともいうべき役割を果たすことが望まれる。なおその上で余裕ある場合は、各教科・科目などにかかわる教師用専門書や一般教養書の充実に心がけるのが順当であろう。

1.1.2 学校図書館の果たす教育的役割

以上述べたような諸機能を有する資料センターとしての学校図書館は、その望ましい運営によって、次のような教育的な役割を果たすことが期待される。

(1) 学習指導に対する資料や情報の提供

学校図書館は、各教科、道徳、特別活動の各領域の学習指導や活動に役だつ資料や情報を収集し、組織化し、提供することによって、指導の内容を豊かにし(enrich)、また、その効率化をもたらすことができる。

(2) 児童生徒の発達に伴うさまざまな要求の充足

学校図書館は、児童生徒の心身の発達に伴う種々の課題を達成するのに必要な資料を提供したり、社会や文化の進歩発展に伴う新しい知識や情報を供給したりして、児童生徒の成長を助けることができる。

(3) 資料利用の能力の育成

学校図書館は、その指導的、奉仕的機能を通して、児童生徒の読書意欲や学習意欲を喚起するばかりでなく、自発的学習のための基礎的な能力、いわば学習技術ともいうべき能力を身につけさせることができる。

(4) 学習の個別化と個性の伸長

学校図書館に豊かな資料を収集・組織化・提供することにより、教室における一斉学習の成果を個人の能力や興味に即して個別化させ、個性の伸長を助けることができる。

(5) 読書活動と視聴覚的活動などの有機的な結合

図書館資料の利用を促す指導を効果的に展開することにより、「読む」「見る」「聞く」「話す」「書く」などの活動を有機的に結合させ、児童生徒の「摂取・消化・表出」(享受・表現)の営みを豊かにすることができる。

(6) 望ましい教養の育成

選ばれた図書やレコードその他の資料を活用させることにより、教室での学習の枠をこえて、人間形成上欠くことのできない全人的な教養を身につけさせることができる。

(7) 社会性・道徳性の育成

学校図書館を集団または個人単位で利用する営みを通して、公衆道徳やその他社会生活に必要な知識や態度を身につけさせることができる。

(8) 諸種の文化施設を活用する態度の育成

学校図書館は、効果的な図書館利用の能力の育成を通じ、公共図書館をはじめ社会における文化施設を利用する態度を身につけさせ、生涯教育としての自己教育に資することができる。

＜井沢 純＞

1.2 学校図書館法、学校図書館基準

1.2.1 学校図書館法について

(1) 学校図書館法の成立と沿革

学校図書館法は昭和28年に成立をみたが、それに先だつ昭和24年に、文部大臣の法令によらない諮問機関である「学校図書館協議会」が答申した「学校図書館基準」が公表されて以来、「学校図書館基準の法制化」を待望する声がいよいよ高まりをみせ、ついに、全国学校図書館協議会（昭和25年結成）を中心とする関係者の長年の努力によって、当時の四大政党の共同提案による議員立法の形で結実したのである。（付録参照）

学校図書館法は、その後2回にわたる一部改正を経て現在に至っている。すなわち昭和33年の改正では、第13条の「国の負担」に関する規定の中から小・中学校が削除された。これは、小・中学校の学校図書館における図書・設備が、すでに学校図書館法施行令に定める政令基準に達したため、以後図書購入費のみについて義務教育費の教材費から支弁されることになった。

ついで昭和41年の改正では、「第2章 学校図書館審議会」に関する条項の全面的削除が行われた。これは、同法に定める学校図書館審議会がすでにその任務を完了したとの認識にもとづく措置と考えられる。

したがって、現行法にもとづく具体的な施策としては、毎年大学が文部大臣の委嘱を受けて行なう司書教諭講習の実施と、文部省が行なう各種の指導行政とにしばられている。近い将来に、再度の改正が待望されるゆえんであろう。

(2) 改正前の学校図書館法の要点

④ 前述したように、学校図書館の定義を法律の形で規定したこと。（第2条）

② 学校図書館の設置義務を規定したこと。(第3条)

昭和22年、六・三・三・四制発足のために公布された学校教育法の施行規則第1条において、学校には別に定める設置基準に従って、図書館または図書室を設けなければならない旨が定められた。この省令による規定の趣旨が法律の形で規定されたところに、第3条の画期的な意義がある。

③ 学校図書館の運営の大綱を規定したこと。(第4条)

④ 司書教諭の制度を樹立したこと。(第5条)

アメリカの「司書教師」(teacher librarian)の制度を参考としながら、わが国の実情にふさわしく「学校図書館の専門的職務を掌る」べき職制を新たに確立した。

⑤ 学校の設置者、すなわち、国立の場合は国、公立の場合は自治体、私立の場合は学校法人が、それぞれ学校図書館の充実を図るべきことを規定したこと。(第6条)

⑥ 学校図書館の整備充実を図るための国の任務、具体的には文部省の任務を規定したこと。(第7条)

⑦ 学校図書館審議会の設置、任務等を規定したこと。(第8条～第12条)

同審議会は昭和29年に設置され、同年10月、法第13条の規定による基準について答申した。また、30年には同法による購入図書の基準額の引上げについて、ついで31年には「学校図書館振興の総合的方策について」答申を行ない、事実上その任務を終了した。

⑧ 学校図書館の設備と図書とに対する国庫負担金の制度を設けたこと。
(第13条～第15条)

具体的には、公立学校に対して、「書架」「カードケース」「図書」を対象とし、上記の審議会の答申をうけて定めた政令基準に達するのに必要な経費の半額を国が負担した。

(3) 問題点

① 司書教諭の配置——同法第5条にもとづく司書教諭の養成は比較的順調に進み、昭和46年12月現在で約5万5千人の有資格者を数えるにいたった

が、一方、その発令・配置（有資格者に対して教育委員会が行なう）は遅々として進まず、今日なお1千名に満たない現状である。このことの理由のひとつとして、同法付則第2項（司書教諭の設置の特例）の規定の存在をあげる向きが多く、付則第2項の撤廃が法改正運動の旗印のひとつとなっている。

- ② 学校図書館事務職員の制度化——司書教諭を助け、主として学校図書館の事務的職務を掌る事務職員について、文部省はその配置と身分保証のための施策を行なっているが、全国的にみると、その配置の現状は必ずしも望ましいものとはいえない。したがって、その配置を促進させるための定数上の措置と資格要件の明確化とが今後の重要な課題であろう。
- ③ 資料購入費の公費化とその増額——同法にもとづく国庫負担の措置が実質的には終了した今日、公費による資料購入費の確保が各学校の関心事となっている。前述したように、小・中学校については、義務教育費の教材費中から図書購入のための費用をまかなうわけであるが、なにぶんにも基準が低額であるために、理想的な資料構成を行なうことがかなり困難な面もある。今後、教材費による支出の増額を図ることが急務であろう。なお高等学校についても、より高い公的基準を設定するなどして予算確保の道を開くことが望まれる。

1.2.2 学校図書館基準について

戦後わが国の学校図書館充実の途上において、多くの学校図書館に関する基準（基礎となる標準）が作成、公表された。それらの中には、理想的な水準を志向するものもあれば、最低限の必要性を反映するものもあり、また、全国的な立場で作成されたものから特定地域を対象に構想されたものまで、さまざまな段階のものがみられるが、いわゆる「政令基準」（学校図書館法施行令で定められた補助の基準 昭和29）を除いては、いずれも指導基準ともいうべき性格のものであって、法的な規制力を有するものではない。

それら指導基準といわれるものの中で、実質的に最も影響力の強かったも

のは、昭和34年に文部省が刊行した「学校図書館運営の手びき」に掲げられている「学校図書館基準」である。(付録参照)

しかしながら、同書の改訂版である「学校図書館の管理と運用」(昭和38)では、「学校図書館基準」という名辞は姿を消し、ほぼ同内容のものが「学校図書館の機能を達成するための基本的要素」という呼称のもとに再録されている。ほぼ同内容とはいっても、「学校図書館職員」の項からは規模別による配置員数は削除され、かつ、別表Ⅰ、Ⅱも除かれた。これは明らかに基準内容の後退といえるが、財政的な裏づけをもたない場合に、文部省として「基準」という語を用いるべきではないとする解釈が通念化したための措置であった。

以上を通観してみると、学校図書館法の改正等の措置によって当面の課題である人の問題にある程度の改善を加えた後、学校図書館の運営面、施設・設備面でのいっそうの充実を図るために、従来公表されている諸基準を参考として新たに実現可能な基準を制定し、全国的な水準の向上を図ることが当面の課題となるであろう。

<井沢 純>

1.3 近代図書館の発達と学校図書館

1.3.1 近代図書館発生に至るまで

図書館の歴史は、人類の文化の歴史とともに古い。したがって、歴史のこの必然性を省みないかぎり、図書館の本質を究めることはできない。よって図書館の古代からの姿の概略を記して、近代図書館へ至る道しるべとする。

(1) 古 代

ヨーロッパ文明の源流をなしたオリエント地区では、紀元前3,000年ころからすでに文字をもち、この文字による記録物があつた。これらの記録物を集め、今日の図書館と同じ目的をもつ施設の歴史は、紀元前1,000年以上もの古い時代にさかのぼることができる。それから以後、古代ギリシャ、ローマを経て、民族大移動の終わった6世紀ごろまでを、図書館史の古代といっ

てよい。この期の図書館は、図書そのものが貴重であり、これを読みうる人が少なかったためもあって、図書館はもっぱら社会の支配的地位にあるひとびとの手の中にあった。したがって、このころの図書館員の任務といえば、貴重な図書のよき管理者であることであった。ことばを換えていえば、この時代の図書館員は貴重な図書に従属していたのであった。

一方、4世紀ごろになって、ようやく文字並びに書物を所有することができたわが国では、この意味での図書館の古代史は欠けている。

(2) 中世

文化の暗黒時代といわれるヨーロッパの中世では、図書を取り扱うものはようやくこのころに布教を許されたキリスト教の修道士以外にはなかった。かれらは、自らの信仰の確保と布教という第一義的目的のために、聖書、その注解書、さらにギリシャ、ローマの古典を集めて読んでいった。そのために、修道院の中に図書室を設けていた。ヨーロッパの中世は修道院図書館時代といわれるが、その理由はここにある。12—3世紀になって、キリスト教を基礎とするいわゆる中世の初期大学がしだいに固定するに及んで、学問と結びついての図書の収集利用が始まってくるのである。

このようなわけで、中世においてのよき図書館員とは、かれら自身がまずすぐれた学者であることで、したがって、この時代では図書のほうが図書館員に従属するということになった。

わが国では奈良朝時代以後、室町末期に至るまでがこの期に当たる。わが国初めての公開図書館といわれる^{うんてい}芸亭が、奈良朝の文人^{いそのかみやかつぐ}石上宅嗣(729-81)卿によって建設されたり、菅原道真(845-903)が京都の自邸内の書斎紅梅殿を公開したり、さらに、鎌倉幕府が開かれてからは、文化も関東に及び、武家によって開かれた金沢文庫(今日横浜市内に神奈川県立として保存)や足利学校(今日栃木県足利市立として保存)など、設立当初は個人文庫であったものが、室町以後には一般の学者に利用されるようになってきた。

(3) 近世

さてこのような時期を経て近世にはいる。ヨーロッパではルネサンス、宗

教改革、地理上の諸発見にもとづく科学的精神の発達などによって急激に世相が変わってくるが、それに歩調を合わせて民族国家が着実に形成され、従来、ヨーロッパ全体がギリシャ、ローマ一色の文明であったのが、しだいに分化して各国別の民族文化を生ずるに至るのである。ちょうどこの時期に出現した活版印刷術の発明が、各国とも自国語の図書の出版を促し、新しく生産される図書はもっぱら民族文化を内容とするところから、これらの図書を収納する新しい型の図書館が発生してくるようになった。そこで、17世紀までの図書館を総括して私的な文庫時代とするならば、18世紀以後は、民族文化の蓄積所としての公的な図書館時代となるのである。この時代になると非常ないきおいで増加していく出版物を、系統的、網羅的に集めることは一個人の力の及ぶところでなくなり、この役割を果たすために、納本制度を伴う国立図書館の発達を促すことになった。そして、ヨーロッパ各国とも、16～17世紀に端を発した王室図書館が、18世紀後半には名実ともに国立図書館となっていた。

わが国では、徳川時代がこの期に当たる。室町末期から徳川時代初期にかけて、わが国の出版事業は著しく進展してきたが、徳川時代にはいつてからは、学術文芸は一般庶民の階級にまで及んだ。その結果、一方に各藩の藩校並びに藩文庫、大きな社寺の文庫が興るとともに、一般民衆の間にも愛書家による個人文庫や庶民の利用を初めから目的としたものが設けられるようになった。すなわち、医師板坂卜斎^{ばんざい}の浅草文庫（江戸）、江戸の公事師青柳文蔵^{せいりゅうぶんざう}による青柳館文庫（仙台）、伊勢射和村^{いせわ}の貨幣兌換業者竹川竹斎による射和文庫（伊勢）などが、そのおもなものであった。

1.3.2 近代図書館発生の意義

(1) 近代

さきに17世紀までの図書館は私的な文庫時代、18世紀以後は民族文化の蓄積所としての公的な図書館時代といったが、これに対して19世紀後半以後の近代図書館は、図書館がその機能によって分化していく時代ということがで